

6. 子育てに関する相談

乳児期・幼児期の相談

●池田町子育て世代包括支援センター（保健センター内）

全ての妊産婦の方を対象に妊娠や出産、子育てに関するさまざまな相談に応じ必要なサービスを紹介するなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。

◆問合せ先：保健子育て課保健推進係
（保健センター）Tel 572-2100

●池田町子どもセンター

詳しい内容は、9ページをご覧ください。

◆問合せ先：池田町子どもセンター
（池田保育園併設）
Tel 572-3539

学童・思春期の相談

●教育に関する相談 ●池田町いじめホットライン

詳しい内容は、18ページをご覧ください。

◆問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 Tel572-5222

発達やことばに関する相談

●池田町発達支援センター（保健センター内）

詳しい内容は、13ページをご覧ください。

◆問合せ先：発達支援センターTel572-5495（直通）・Tel572-2100（保健センター共用）

子育て全般に関する相談

●池田町子ども家庭総合支援拠点（保健センター内）

心身共に健やかな子どもの成長を支援するため、子育てに関する相談を受け、必要な情報提供や支援を行います。

◆問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）Tel 572-2100



虐待・いじめに関する相談

●児童虐待に関する相談

「虐待を受けたと思われる子ども」を見かけた方、子育てについて不安を持っている方、悩まないでまずお電話ください。親子を救うため、関係機関と連携して子どもたちを虐待から守ります。虐待ではないかと疑われる場合でもご相談ください。

《虐待とは・・・》

- * **ネグレクト**（養育の怠慢・放置）…こどもの発育や健康に大切な衣食住の世話をしない、病気なのに医師に見せないなど、子どもをほったらかしにする。家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
- * **身体的虐待**…子どもの身体に暴力を加える。殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- * **心理的虐待**…怒鳴ったり、言葉によるおどし、おびえさせたり、差別（兄弟間差別的扱いなど）や無視などで子どもの心を傷つけること、子どもの目前で配偶者などに対し暴力をふるうこと など
- * **性的虐待**…子どもにわいせつな行為をすること、行為をさせること見せること、性的行為の強制、性器や性行為を見せること、ポルノグラフィの被写体にするなど

●いじめに関する相談

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものです。「いじめなどにあっている子ども」「相手をいじめるなどの行為を行っている子ども」など、いじめを察知した時には一人で悩まず相談をしてください。相談ができる関係機関を14ページに掲載していますのでご覧ください。

- ◆問合せ先：池田町保健子育て課子育て支援係（保健センター）
池田町教育委員会教育課学校教育係
池田警察署 刑事・生活安全課
子どもの人権 110 番（全国共通）
// （釧路地方務局）
北海道帯広児童相談所
児童相談所全国共通ダイヤル
児童相談所ホームページ
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/obj/>
- Tel.572-2100
Tel.572-5222
Tel.572-0110
Tel.0120-007-110（IP電話以外の場合・無料）
Tel.0154-31-3110（IP電話の場合・有料）
Tel.0155-22-5100
いちやく
☎189番

児童相談所 HP

